

学校いじめ防止基本方針

南陽市立宮内中学校

1 はじめに

「山形県いじめ防止基本方針」には、『いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうる」との意識を持ち、子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく「いのち」の教育を大切にを進めていく必要がある』と示されている。

本校基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」、「山形県いじめ防止基本方針」及び「南陽市いじめ防止基本方針」を踏まえ、生徒一人一人の尊厳を保持し、「安心して学習やその他の活動に取り組める、明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう定期的に見直し、教育委員会、地域、校区内小学校、家庭、その他機関及び関係者との連携を図りながら推進するものとする。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①学校全体で「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」雰囲気づくりに努める。
- ②いじめの早期発見と解決のために全職員が情報を共有し、組織で対応する。
- ③定期的なアンケート等の実施と相談窓口やいじめ防止のための組織を設置する。
- ④家庭、地域との連携を強化し、生徒たちが安全で安心できる学校づくりを推進する。
- ⑤いじめの認知判断については、「緊急運営委員会」での協議を踏まえて判断する。担任等からの報告や相談等の窓口は、生徒指導主事又は教育相談担当者とする。
- ⑥いじめの判断については、いじめられた生徒の立場に立つて行う。けんかやふざけ合いであっても、当該生徒の感じる被害性に着目して該当するか否かを判断する。
- ⑦好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当することがある。「いじめ」という言葉を使用しない等、共通理解のもとで柔軟な対応を行う。

さ：最悪を想定して	し：慎重に	す：速やかに	せ：誠意をもって	そ：組織で対応する
-----------	-------	--------	----------	-----------

(3) いじめに対応する学校組織について

生徒指導主事及び教育相談担当者への報告事案において、学校長が必要と判断した場合、「緊急運営委員会」を速やかに編成し、「いじめ防止対策推進法」に沿って対応する。

「緊急運営委員会」は、いじめの事実の有無確認や認知、事案や生徒の状況を踏まえた対応や支援について協議する。「生命心身財産重大事態」及び「不登校重大事態」に該当する恐れがある場合や「重大事態」の申立てがあった場合は速やかに最優先で対応を開始する。

◆緊急運営委員会…校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、各指導部長、養護教諭、担任、その他関係職員

◆いじめ防止対策委員会…緊急運営委員会、学校評議員代表、PTA会長、教育後援会長、南陽警察署、スクールカウンセラー、その他

※上記組織は、学校におけるいじめ対応の中核となる組織として、以下について組織的に実施する。

- ① 本校の「いじめ対策基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議、いじめの認定、いじめの情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携

(4) いじめの解消

いじめの解消は、次の①、②両方の要件を満たすことが必要である。

① 「いじめの行為が止んでいること」

被害者に対して、心理的行為としても物理的な影響を与える行為としても、少なくとも3か月以上継続して発生していないこと。指導後にいじめの行為が止んだとしても、観察や面談等を継続して、「いじめ防止対策委員会」にて経過を踏まえて判断する。

② 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

本人や保護者との複数回の面談等により丁寧に確認を行いながら、「いじめ防止対策委員会」にて判断する。

2 いじめの未然防止に向けた取り組み

「いじめはどの子どもにも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」ことを踏まえ、生徒の尊厳を守るために、教職員のいじめに対する認識や対応力を高めるとともに、家庭・PTAや地域と連携していじめの未然防止に取り組む。

(1) よりよい人間関係、集団の構築

いじめは人間関係の問題であり、信頼し合える良好な学級・学校集団を形成することがいじめ防止の基本である。そこで、校是である「愛校」「自主」「自律」のもと、生徒指導の四機能を意図した教育活動を推進するなかで、「愛校心」「所属感」「主体性」「自己教育力」等の伸長を図る。また、Q-Uアンケートや定期的なアンケート(トークの日)の実施を通して、個及び集団の状況を適切に見取り、共有し、適切な手立てを講じ、一人一人にとってよりよい学校生活が構築できる集団づくりを推進する。

学校全体に「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との雰囲気醸成するために、生徒指導や道德教育、全校集会、生徒会活動などで行ういじめ防止に関する指導を年間通して行う。また、生徒会活動においては、親切心と思いやりに満ち溢れる校風の醸成に努め、仲間の良さや頑張りを認める常日頃からの取り組みを通して、互いに信頼しあって生活できる絆づくりを図りながらいじめ防止の活動を展開する。

(2) 個に対応した学校生活全般への支援体制の構築

いじめ防止等について、教職員全員の共通理解・共通実践を図るために、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導などについて、校内研修を行ったり職員会議で周知したりする。また、すべての生徒が参加できる授業、活躍できる授業を通して、一人一人が確かな学力を身につけられる機会を保障する。また、個々の生徒の「困り感」に応じた特別な指導・支援を講じ、個々が求める良好な集団づくりに向けて支援する。そのために、教員は、

学習指導力、生徒指導力、特別支援教育力の向上に努め、各分野における組織的な対応のあり方について改善・充実させていくものとする。

(3) 異学年活動及び社会参画活動

異学年での活動や地域行事、ボランティア等への活動参加を通して、多様ななかかわりの中で一人一人が活動できるように意図的に支援し、社会の一員であることを体験を通して実感できるようにする。

(4) 情報モラル教育の充実

インターネットを活用して、他人と簡単に交信できる現状を踏まえ、日頃から「個人の中傷」「個人を特定できる内容の交信」等は、いじめであることを理解させる。警察等の専門的な立場からの講話を有効に活用し、現代社会における情報モラルの育成に努める。

3 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 組織的、日常的な情報共有

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり、本人がそれを否定したりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日常の生徒同士の会話や表情等から情報を集める。週一回開催の主任会を軸に、教職員間での情報交換を組織的に日常的に行い、生徒の変化や気になる兆候を積極的に認知・共有する。生徒情報を必ず共有し必要な手立てを協議するために以下の視点で、生徒の日常の様子を見守るよう心がける。

- i 健康観察時は、生徒一人一人の表情を細やかに観察する。
- ii 部活動時は、生徒一人一人の表情や行動を細やかに観察する。
- iii 「ユメカナ手帳」などを活用して人間関係の悩みや不安を察知する。
- iv 「気になること」は本人と面談したり、保護者や関係生徒から話を聞いたりする。
- v 保健室への来室時には、いじめを意識してその理由を聞く。
- vi 授業以外(休憩時、給食時、清掃時、放課後、部活動)の行動も細やかに観察する。

(2) 教育相談機能の充実

まず、生徒一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに心がけ、授業についていけないという焦りや劣等感、孤独感等が過度のストレスとならないように努める。また、教職員の言動が、生徒自身を傷つけたり、他の生徒によるひやかしやからかいを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払いながら授業を展開する。

生徒が、困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、生徒の安全・安心を大きく左右する。教職員に人間関係の悩みや不安などを話したり相談したり、いじめの兆候を伝えたりすることができるよう、Q-Uアンケートや定期的なアンケート(トークの日)、担任による面談を実施し、生徒の実態の把握や訴えに寄り添う準備を徹底する。また、ユメカナ手帳のコメントや登下校、休み時間、清掃、給食などの生徒たちの姿から、小さな変化に気づき、あたたかな声がけを通して、教育相談機能の充実につなげる。

- i 生徒が心を開いて相談や通報ができるようにするために、「心の通い合う良好な集団づくり」や「教職員と生徒との信頼関係づくり」に、担任や学年主任だけでなく教職員全体が協力し合って努める。
- ii 生活記録ノート「ユメカナ手帳」などを活用して、生徒が直接話せないことや悩み、不安、困っていることなどを書いて伝えることができるようにする。

- iii 定期的な生徒調査(「トークの日アンケート」や「いじめアンケート」等)を実施し、その結果を受けて担任面談や教育相談を行い、抱えている悩みや不安、困っていること、いじめ等に関する具体的な情報を把握する。
- iv 必要に応じてスクールカウンセラーとの面談を実施するなど、生徒が抱える不安や負担を軽くする具体的な手立てや対応をすることができるようにする。

(3) 保護者・地域・校区内小学校との連携

保護者や地域住民、校区内小学校からも、いじめなどの生徒指導上の問題について報告や相談ができるよう本基本方針を周知し、共通の認識で協力し合う体制をつくる。

- i 保護者や地域住民はもちろん、校区内小学校の教職員や保護者が、学校(教職員)に心を開いて相談や通報ができるよう、日常的に信頼関係づくりに努める。
- ii 保護者が学校に相談や通報をしやすいように、予め担当者(窓口)を通知するとともに、保護者を対象としたアンケートを実施する。

【校内担当】担任・学年主任・教頭・教育相談担当者

【PTA担当】会長・副会長・学年委員長

【地域・校区内小学校担当】教頭・生徒指導主事

- iii 学級懇談会やPTAの諸会議、学校評議員会では、いじめなど生徒指導上の課題を話題にし、学校と家庭・PTA、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4 いじめが発生した場合の対応

いじめは、認知後に対応を始めるのではなく、「児童生徒及び保護者から相談を受け、いじめの事実が疑われるとき」、「児童生徒がいじめを受けていると思われるとき」そのどちらの場合も、職員は生徒指導主事又は教育相談担当者に報告し、校長の指示のもと「緊急運営委員会」を編成する。そして、「緊急運営委員会」では、いじめ事実の有無の確認を速やかに行い、その結果を学校の設置者に報告する。

「緊急運営委員会」にて、いじめを認知した場合は、「いじめ防止対策委員会」を編成し、以下の対応を早急に行う。対応については、被害者及び保護者の意向を確認、尊重しながら、関係機関・専門機関との連携を密にして、指導・助言や協力を受けて慎重に対応する。

- ① 「緊急運営委員会」で、いじめ事案と判断した場合は、いじめをやめさせるための措置を直ちに講じる。加えて、再発防止のために被害生徒とその保護者への支援及び加害生徒への指導や支援と加害生徒の保護者への助言等を「いじめ防止対策委員会」としていじめの解消が認められるまで継続していく。
- ② 「いじめ防止対策委員会」は、被害生徒等が安心して教育を受けられるようにすることを最優先し、必要に応じて、加害生徒に対する別室指導等を検討する。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」は、加害生徒・被害生徒双方の保護者間のトラブルが起こることのないように、いじめにかかわる情報を共有する等、適切な措置を講ずる。
- ④ 「いじめ防止対策委員会」は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきとき、生命、身体、財産に被害が生じる恐れがあるときは、直ちに南陽警察署に援助を求める。

(1) いじめに対する措置

小さなトラブルがいじめの始まりであるという危機意識を持ち、当事者間で解決するのを教師が支援するというスタンスをとる。そのために教師は、トラブル解決の技法を身につけそれを最大限に活用するように努める。

トラブルの対象生徒に対して、聞き取りや面談、指導や支援する職員が単数で対応することにならないように努め、学級内の対応であっても、学年主任や学年担任、または、教科担任、部活動顧問、生徒会委員会担当教員など、対象生徒と関係のある複数の教員で組織対応で解決に当たることを基本にする。

- ① 被害生徒及び報告生徒の安全や心のケア、人権などを最優先に対応する。
- ② 当該生徒及び関係生徒から「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」と丁寧に聞き取りを行い、十分にすり合わせを行い、正確な事実、実態把握を行う。
- ③ 加害生徒に対しては、教育的配慮を大切にしながらも、毅然とした態度で指導を行う。また、それぞれの保護者に対し、迅速に事実関係を知らせる。
- ④ 被害生徒に対しては、本人の意思を尊重しながら信頼できる人(親しい友人や教職員)との連携も進め、寄り添い支える体制を丁寧に整えて、被害者生徒が安心して学校生活を送ることができるよう最大限の配慮と支援等を行う。
- ⑤ 被害生徒及び保護者の意向を最優先して、学級や学年等の集団への指導を実施する。いじめは自集団の課題・問題と捉えさせ、いじめを傍観したり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめていることと同様であることを理解させ、いじめ防止に集団として取り組もうとする態度、いじめを根絶しようとする姿勢、態度を育む。

(2) 重大事態への対処

「生徒が自殺を図った」「身体に重大な傷害を負った」「金品等に重大な被害を被った」「精神性の疾患を発症した」等の「生命心身財産重大事態」及び「いじめにより相当の期間(年間30日をひとつの目安とする)学校を欠席すること」を余儀なくされている疑いがある「不登校重大事態」の場合は、その疑いが生じた段階で「緊急運営委員会」を開催し、いじめの有無にかかわる事実等の調査を開始する。また、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合は、「重大事態」が発生したものとして調査を開始し、市教育委員会にその旨を報告する。

- ① いじめによる上記「重大事態」が認められた時には、校長はただちに市教育委員会に報告し、「緊急運営委員会」「いじめ防止対策委員会」を開催し、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ② 学校が調査を行う場合は、市教育委員会の指導及び支援を受けて適切に行い、その結果を市教育委員会に報告する。初期調査は学校及び市教委が3日以内に行う。
- ③ 生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、直ちに南陽警察署生活安全課に通報し、協力、支援を受ける。
- ④ 調査結果については、被害者生徒及び保護者に対して事実関係に加えて、その他必要な情報を適切に提供することとする。

(3) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒への対処

日常的に、生徒一人一人の特性を踏まえた適切な指導、支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいを有する生徒
- ② 東日本大震災、発電所事故による被災生徒
- ③ 外国人、帰国子女、転入生等
- ④ 性同一障がい、性的指向、性自認に係る生徒

5 学校評価

県のいじめ防止基本方針が概ね3か年の経過を目途として法・国の方針変更を勘案し見直されることを受け、本校の学校いじめ防止基本方針も必要に応じて見直すこととする。また、いじめ防止及びいじめへの対応が、本方針を軸として計画どおり行われているか、学校教育全体で学校評価として検証する。

